

# 住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令

- (イ)第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a)新築されたもの
- (b)建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c)新築されたもの
- (d)建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e)新築されたもの
- (f)建築後使用されたことのないもの
- (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
- (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた  
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

〔 令和 年 月 日 (ハ) 新築 (ニ) 取得 〕 がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 申請者の住所             |             |
| 申請者の氏名             |             |
| 家屋の所在地             |             |
| 家屋番号               | 番           |
| 取得の原因<br>(移転登記の場合) | (1)売買 (2)競落 |

令和 年 月 日

京都府木津川市長 谷口 雄一